

委託契約書（案）

1. 委託業務の名称 沖縄ハワイ姉妹提携40周年記念事業
2. 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日
3. 契約金額 金 〇〇〇 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、金 〇〇〇 円）
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
4. 契約保証金 〇〇〇 円（沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は免除）

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 〇〇月 〇〇日

委託者（甲）	住 所	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
	職・氏名	沖縄県知事 玉城 康裕

受託者（乙）	代表構成員	住 所	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>
		商号又は名称	
		職・氏名	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	職・氏名	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>

(総則)

第1条 乙は、別添「沖縄ハワイ姉妹提携40周年記念事業委託業務仕様書」(以下「委託業務仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、委託業務仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)2通(正1通、副1通)を契約締結の日より10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務実施体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

3 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

4 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を原則として当初の委託期間の末日の14日前までに(前項第2号の変更にあつては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第10条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて20%を超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得る

とによって変更契約が締結されたものとみなす。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託業務仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が委託業務仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（著作権の使用）

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

（中間報告）

第8条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書2通（正1通、副1通）を作成し、甲に提出しなければならない。

（委託業務完了報告書等の提出）

第9条 乙は、委託業務が完了したときは（第6条、第17条、第18条、第19条又は第20条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日）、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を2通（正1通及び副1通）作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第 10 条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費内訳明細書に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて 20%以内限り、流用することができる。

(帳簿等の整備)

第 11 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第 2 項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。

(検査)

- 第 12 条 甲は、第 9 条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受理したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所（乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ）に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
 - 3 甲は、第 1 項及び第 2 項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
 - 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
 - 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第 2 項の検査に立ち合わせるができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
 - 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。

(額の確定)

第 13 条 甲は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の結果、第 9 条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払

うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれかの低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第 14 条 乙は、前条第 1 項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（概算払い）

第 15 条 乙は、前条の規定にかかわらず、業務委託料の概算払を甲に請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を上限として概算払をすることができるものとし、請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。
 - (1) 委託業務着手時に請求があった場合 業務委託料の 10 分の 3 に相当する額
 - (2) 委託事業の進捗度合いに依りて請求があった場合 業務委託料の 10 分の 8 に相当する額
- 3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で概算払を請求することができる。
- 4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合においては、受領済みの金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に依り、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（成果物の帰属）

第 16 条 本件業務に基づき、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物を含む）に係る著作権は、プログラム等の著作権（登録の申請有無を問わない。）を除き、甲に帰属するものとし、当該成果物の著作権には著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

（甲の解除権）

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解

除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第19条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人含む。）及び再受任者、（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第17条第1項第4号から第8号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除さ

せるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置）

第 20 条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 21 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（不正行為等に対する措置）

第 22 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規程に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

（個人情報の保護）

第 23 条 乙は、本委託業務の事務処理にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（危険負担等）

第 24 条 第 17 条又は第 19 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第 18 条又は第 20 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

（賠償責任）

第 25 条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 26 条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 甲は、提出された成果物に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の補修等を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の補修等の請求は、第 9 条の規定による提出を受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 5 年とする。

3 甲は、成果物の提出の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の補修等を請求することはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

4 第 1 項の規定は、成果物の契約不適合が委託仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 28 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(存続条項)

第 29 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第 6 条、第 17 条、18 条、19 条若しくは第 20 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

(1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第 11 条第 4 項、第 12 条第 6 項

(2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第 5 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条第 1 項

(裁判管轄)

第 30 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第 31 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知）

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第10 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。